第39期定時株主総会招集ご通知

開催日時: 平成25年6月26日(水曜日)午前10時

開催場所:東京都港区港南二丁目16番1号

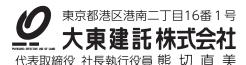
品川イーストワンタワー 21階 大会議室

※当日ご出席願えない場合の議決権行使期限は、平成25年6月25日 (火曜日)午後5時までとなります。

B	次	第39期定時株主総会招集ご通知 ・・・・・・・ 1 議決権行使についてのご案内 ・・・・・・・ 3
		【添付書類】
		事業報告 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5
		連結計算書類等 ・・・・・・・・・・・・・ 27
		監査報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
		株主総会参考書類 ・・・・・・・・・・・・ 39
		議案及び参考事項
		第1号議案 剰余金の処分の件
		第2号議案 定款一部変更の件
		第3号議案 取締役9名選任の件
		第4号議案 監査役3名選任の件

証券コード 1878 平成25年6月3日

株主各位



第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成25年6月25日(火曜日)午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成25年6月26日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番1号 品川イーストワンタワー 21階 大会議室
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第39期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)事業報告、連結計算書類がびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第39期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。 なお、代理人の資格は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様 1 名に限らせ ていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kentaku.co.jp/ir/kabunushi.html)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及 び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部 であります。
- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kentaku.co.jp/ir/kabunushi.html)に修正後の内容を掲載いたします。
- ◎ 当日、当社役員及び係員は、節電への取り組みとして、クールビズスタイルにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

1. 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月25日(火曜日) 午後5時までに到着するようご返送ください。

2. インターネットによる議決権行使の場合

(1) インターネットによる議決権行使方法について

① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話(i モード、EZweb、Yahoo!ケータイ)※から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

【議決権行使サイトURL】 http://www.evote.jp/

- ※「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、[EZweb] はKDDI株式会社、[Yahoo!] は 米国Yahoo! Inc.、[Yahoo!ケータイ] はソフトバンクモバイル株式会社の商標又は登録商標です。
- ② インターネットにより議決権を行使される場合は、平成25年6月25日(火曜日)午後5時までに、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。
- ③ 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ④ 今回ご案内する「ログインID」及び「仮パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。

(2) 議決権行使サイトについて

- ① パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- ② 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ③ インターネットによる議決権行使は、平成25年6月25日(火曜日)の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

④ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる 議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4) インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) 電話 0120-173-027 (受付時間 午前9時~午後9時、通話料無料)

3. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社(株式会社 I C J)が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記2.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業環境の概況

当連結会計年度における国内経済は、東日本大震災の復興需要を背景に緩やかな持ち直し基調で推移してきました。年度後半には、新政権の金融緩和策や緊急経済対策等の期待感から円高傾向の修正や株価上昇が進み、景気回復へ一部明るい兆しが見えつつあります。

住宅業界では、平成24年4月~平成25年3月の住宅着工戸数が前期比6.2%増加となりました(※)。当社グループが主力とする賃貸住宅分野においては、平成24年4月~平成25年3月の貸家着工戸数が前期比10.7%増加となりました(※)。相続税改正を背景に、節税対策として有効な賃貸住宅建設需要が高まり、賃貸住宅市場は活性化しつつあります。高齢化が進む土地所有者様にとって、節税から更に次世代への資産承継の実現が大きな関心事であり、賃貸住宅建設を提案する企業には、単なる節税対策のみではなく、"資産承継を現実に可能とする"総合的な資産活用の提案が求められています。

また、築年数が経過した賃貸住宅ストックの「新しい良質な賃貸住宅」への建て替えが 進む中、大都市エリアでは「築年数の経過した古い持ち家ストック」から「自宅併用賃貸 住宅」への建て替え需要も高まり、今後も賃貸住宅の建設需要は堅調に進んでいくものと 見込まれます。

(※) 出典:国土交通省総合政策局「建築着工統計調査報告」

② 当社グループの概況

当社グループの連結業績は、売上高につきましては、1兆1,524億13百万円(前期比6.0%増)、利益面では、営業利益824億11百万円(前期比0.5%増)、経常利益855億39百万円(前期比1.5%増)、当期純利益516億74百万円(前期比9.7%増)を計上し、5期連続で増収増益(営業利益・経常利益)を達成するとともに、売上・各利益の段階で過去最高を更新することができました。

③ セグメント別の経過及びその成果

■建設事業

主力の建設事業における完成工事高につきましては、昨年来の好調な受注工事高を背景に4,895億45百万円(前期比4.5%増)となりました。完成工事総利益率につきましては、東日本大震災の復興需要から労務費が値上がりし、前期比2.2ポイント低下の35.2%となりました。

また、受注面におきましては、土地活用提案の強化、資産承継などのセミナーイベントの開催、大都市圏・市街地での拠点増設や老朽化建物の建替促進などに努めました。これらの結果、受注工事高は、6,551億62百万円(前期比7.1%増)となり、過去最高を更新しました。

■不動産事業

不動産事業につきましては、「賃貸経営受託システム」による一括借上物件の増加に伴い、借上会社である大東建物管理株式会社の家賃収入が増加したことから、不動産事業売上高は6.304億28百万円(前期比6.9%増)となりました。

借上物件に対する単体での入居者斡旋件数につきましては、お部屋探しサイトの拡充、24時間お部屋探し受付やお部屋探し無人店舗の展開などの入居希望者からのお問い合わせ増加策、地域の不動産業者との相互協力体制強化により、前期比2.7%増加の220,059件となりました。その結果、平成25年3月期末の一括借上物件の入居率は、居住用で前年同月比0.1ポイント低下の96.7%、事業用入居率においては、同1.4ポイント上昇の95.5%となりました。

■金融事業及びその他事業

金融事業及びその他事業の売上高につきましては、324億39百万円(前期比13.6%増)となりました。

そのうち、金融事業の売上高は、41億56百万円(前期比6.6%増)となりました。これは、施主様が建築資金のための長期融資を金融機関から受けるまでの期間(契約~工事完成まで)のつなぎ融資に係る受取利息額等です。

また、その他事業の売上高は、282億83百万円(前期比14.6%増)となりました。これは、株式会社ガスパルのLPガス供給戸数の増加、及び高齢者のためのデイサービスを提供するケアパートナー株式会社の施設利用者数の増加などにより、それぞれ売上高が増加したことによるものです。

セグメント別売上高

セグメン	ント区分	売上高(百万円)	比 率(%)	前期比増減率(%)
	居 住 用	484,613	42.0	5.3
 建 設 事 業	事 業 用	719	0.1	△29.6
注	その他	4,211	0.4	△42.5
	計	489,545	42.5	4.5
	一 括 借 上(注) 1	575,898	49.9	8.0
	営 繕 工 事	30,918	2.7	2.7
	入居の仲介	13,485	1.2	△0.3
不動産事業	賃 貸 事 業	6,008	0.5	0.4
	サブリース(注)2	910	0.1	△77.0
	そ の 他	3,207	0.3	10.2
	計	630,428	54.7	6.9
金融事業	計	4,156	0.4	6.6
その他事業	計	28,283	2.4	14.6
合	計	1,152,413	100.0	6.0

⁽注) 1. 不動産事業の一括借上は、大東建物管理株式会社の一括借上契約による家賃収入等であります。

^{2.} 不動産事業のサブリースは、当社のサブリース契約による家賃収入等であります。

(2) 対処すべき課題

土地の所有及び相続に対する課税負担は依然重く、高齢化の進む土地所有者様の資産承継や税務対策を背景とした土地活用ニーズは一層高まってきており、今後も底堅く推移するものと予測されます。また、少子高齢化で人口減少は進むものの、世帯数は核家族化や晩婚化等により、平成31年まで増加し、以降は比較的なだらかに減少していくものと予想されています。賃貸住宅の居住世帯数は、過去より総世帯数の3分の1強を占めており、今後も同水準で推移していくものと見込まれます。

このような市場環境の中、当社グループは、中長期経営目標として、貸家住宅着工戸数において、平成30年3月期までにシェア23%(受注工事高における7,500億円規模)獲得することを設定しております。

当社グループは、土地所有者様に資産承継・資産活用法として「30~50年の長期に亘る賃貸住宅事業の安定経営」を、入居者様に「便利で快適な暮らし」を提供してまいります。

建設事業では、継続して「資産活用・資産承継」を切り口とした土地活用提案、市場規模に合致した戦力の投下、市場ポテンシャルの高い大都市圏や市街地への拠点拡充に加え、法人所有地の有効活用提案などを実施してまいります。また、「賃貸経営受託システム」による賃貸事業の安全性・優位性を金融機関に理解いただくため、金融機関との友好関係構築・強化に注力してまいります。

不動産事業では、高い入居率を維持するため、引き続き、賃貸仲介ブランド「いい部屋ネット」を通じ、店舗網(無人店舗を含む)の拡充、24時間お部屋探し受付、TVコマーシャルの刷新、お部屋探しサイトの充実、及び地域不動産業者との協力体制強化などのチャネルを強化してまいります。また、入居時の初期費用を抑える「敷金ゼロ&定額クリーニング費」プランの展開、及び太陽光発電や電力アグリゲータ対応物件の積極展開など、賃貸住宅にお住まいの方々へ価値あるサービスの提供にも注力してまいります。

さらに、株式会社ガスパルのLPガス供給戸数の更なる拡大、ケアパートナー株式会社のデイサービス施設や保育事業施設の展開など、コアビジネスに関連した事業を拡大してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしく お願い申しあげます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は59億16百万円で、その主なものは、当社における基幹システムの構築、大東建物管理株式会社における一括借上を行っている一定年数を経た部屋に対するリフォーム工事であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特に記載すべき重要な資金調達はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区	分	第36期 平成22年3月期	第37期 平成23年3月期	第38期 平成24年3月期	第39期(当期) 平成25年3月期
売上	高(百万円)	972,616	1,001,169	1,087,128	1,152,413
経常利	益(百万円)	76,663	78,005	84,239	85,539
当期純利	」益(百万円)	45,353	43,151	47,103	51,674
1株当たり	リ当期純利益	386円41銭	384円28銭	594円53銭	648円57銭
総資産	額(百万円)	558,129	532,957	569,079	617,738
純資産	額(百万円)	312,631	132,252	152,009	186,592

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区	分	第36期 平成22年3月期	第37期 平成23年3月期	第38期 平成24年3月期	第39期(当期) 平成25年3月期
売上	高(百万円)	484,569	460,230	491,599	508,404
経常利	益(百万円)	78,041	66,707	61,469	57,029
当期純利	」益(百万円)	48,991	37,815	34,119	34,556
1株当たり	リ当期純利益	417円40銭	336円77銭	430円64銭	433円72銭
総資産	額(百万円)	476,064	424,531	444,116	475,024
純資産	額(百万円)	287,240	103,121	110,267	125,236

(6) 主要な事業内容

Ħ	3 業	区分	ή i	主 要 な 事 業 内 容			
建	設	事	業	建築その他建設工事全般に関する事業			
不	動	全 事	業	不動産の一括借上、賃貸、仲介及び管理に関する事業等			
金	金 融 事 業 施主様が金融機関から長期融資を実行されるまでの建築資金融資事業等						
そ	の f	也事	業	LPガス供給事業、デイサービスセンター運営等			

(7) 従業員の状況

① 企業集団における従業員の状況

	セグン	(ント	区分		従 業 員 数
建	設		事	業	6,437名 〔 468名〕
不	動	産	事	業	4,427名 〔 915名〕
金	融		事	業	8名 [-名]
そ	の	他	事	業	1,468名 〔1,328名〕
全	社	(;	ŧ	通)	1,814名 〔 112名〕
合				計	14,154名 〔2,823名〕

⁽注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に連結会計年度の平均人員を外数で記載して おります。

② 当社における従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
9,428名	111名増	41.56歳	6.43年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
大東ファイナンス株式会社	100百万円	100.0%	施主様向け建築請負代金のつ なぎ融資
ハウスコム株式会社	424百万円	51.3%	賃貸アパート・マンション等 の仲介
ジューシィ出版株式会社	45百万円	100.0%	「いい部屋ネット」運営、 賃貸住宅情報誌の出版等
株式会社ジューシィ情報センター	100百万円	100.0%	不動産事業等
大東スチール株式会社	100百万円	100.0%	鉄工及び建設業
大東建設株式会社	400百万円	100.0%	賃貸建物等の設計、施工
ケアパートナー株式会社	100百万円	100.0%	デイサービスセンター運営
大東建物管理株式会社	1,000百万円	100.0%	一括借上事業、建物管理、 リフォーム事業
株式会社ガスパル	100百万円	100.0%	LPガス供給事業
大 東 コ ー ポ レ ー トサ ー ビ ス 株 式 会 社	100百万円	100.0%	書類発送業務、書類粉砕業務、 印刷業務、事務作業等
ハウスリーブ株式会社	25百万円	100.0%	賃貸建物入居者の保証人受託
大東ファーム株式会社	40百万円	100.0%	農産物の生産、加工、販売
大東ビジネスセンター株式会社	50百万円	100.0%	人事、総務、経理等に係る業 務代行
DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE. LTD.	58,916千USドル	100.0%	不動産開発業
DAITO ASIA INVESTMENT PTE. LTD.	149,064千USドル	100.0%	金融・投資業
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD.	86,529千 マレーシアリンギット	100.0%	ホテル事業
D. T. C. REINSURANCE LIMITED	3,001千USドル	100.0%	火災保険の再保険会社

- (注) 1. 平成24年8月1日付けで、大東ビジネスセンター株式会社を設立いたしました。
 - 2. 上記の出資比率は、間接所有を含む比率であります。

(9) 主要な事業所

① **当社** 本社

東京都港区港南二丁目16番1号

その他事業所

:	都道府県	Ę	支店数	賃貸仲介専門店舗数	:	都道府県	1	支店数	賃貸仲介専門店舗数
北	海	道	8	6	滋	賀	県	2	4
青	森	県	2	2	京	都	府	4	3
岩	手	県	2	3	大	阪	府	11	3
宮	城	県	4	6	兵	庫	県	7	10
秋	\blacksquare	県	1	3	奈	良	県	2	1
Ш	形	県	3	3	和	歌山	県	1	2
福	島	県	4	8	鳥	取	県	2	2
茨	城	県	4	19	島	根	県	1	2
栃	木	県	5	13	岡	Ш	県	5	5
群	馬	県	3	7	広	島	県	6	4
埼	玉	県	13	9	Ш		県	4	6
千	葉	県	7	9	徳	島	県	2	5
東	京	都	19	5	香	Ш	県	2	6
神	奈 川	県	16	5	愛	媛	県	3	4
新	潟	県	4	5	高	知	県	1	2
富	Ш	県	2	7	福	畄	県	9	6
石	Ш	県	3	6	佐	賀	県	2	2
福	井	県	1	2	長	崎	県	2	-
Ш	梨	県	1	2	熊	本	県	3	5
長	野	県	3	6	大	分	県	2	2
岐	阜	県	4	8	宮	崎	県	2	2
静	岡	県	11	15	鹿	児島	県	2	3
愛	知	県	16	8	沖	縄	県	3	3
Ξ	重	県	6	3		-		-	-
					合		計	220	242

② 子会社

会 社 名	本	社
大東ファイナンス株式会社	東京	邓 港 区
ハ ウ ス コ ム 株 式 会 社	東京を	邓 港 区
ジューシィ出版株式会社	東京を	邓 港 区
株式会社ジューシィ情報センター	東京を	邓 港 区
大東スチール株式会社	静岡県	焼 津 市
大東建設株式会社	東京	那 北 区
ケアパートナー株式会社	東京	邓 港 区
大東建物管理株式会社	東京を	邓 港 区
株式会社ガスパル	東京	邓 港 区
大東コーポレートサービス株式会社	東京を	邓 港 区
ハ ゥ ス リ ー ブ 株 式 会 社	東京を	邓 港 区
大東ファーム株式会社	東京を	邓 港 区
大東ビジネスセンター株式会社	東京を	邓 港 区
DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE. LTD.	シンガポールフ	アンソンロード
DAITO ASIA INVESTMENT PTE. LTD.	シンガポールフ	アンソンロード
DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシアクア	ラルンプール市
D. T. C. REINSURANCE LIMITED	英 領 バ ミ :	ュ ー ダ 諸 島

(10) 主要な借入先及び借入額

	借	入	先				借	入	残	高	
株式	会 社	tΞ	井 住	友	銀	行			40,0	000百万	5円
株式	会 社 三	菱東	京 U	F	J 銀	行			32,0	000百万	5円
株 式	会	社 み	₫ "	ほ	銀	行			28,0	000百万	5円
三菱	U F J	信託	銀行	株	式 会	社			4,4	125百万	5円
株	 会	社	新	±	銀	行			3,5	576百万	5円
株 豆	t 会	社	横	兵	銀	行			1,0	000百万	5円
株 豆	t 会	社	静	峃	銀	行			7	749百万	5円
株 豆	t 会	社	愛	知	銀	行			7	748百万	5円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 329,541,100株

(2) 発行済株式の総数 79,658,354株 (自己株式951,925株を除く。)

(3) 株主数 16,380名

(4) 大株主

株 主 名	持株数(千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,315	4.16
日本マスタートラスト信託銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,247	4.07
ジェーピーモルガンチェースバンク380055	2,969	3.72
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505225	2,239	2.81
メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイッツ クライアントメロンオムニバスユーエスペンション	1,938	2.43
大東建託協力会持株会	1,663	2.08
住 友 不 動 産 株 式 会 社	1,606	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	1,474	1.85
大東建託従業員持株会	1,258	1.57
メロンバンクエヌエートリーテイー ク ラ イ ア ン ト オ ム ニ バ ス	1,097	1.37

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (951千株) を控除して計算しております。
 - 2. 当社は、自己株式951千株を保有しております。自己株式には、従業員持株ESOP信託が 所有する458千株及び株式給付信託が所有する414千株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、平成23年6月17日開催の取締役会決議に基づき、当社グループ従業員の労働意欲を向上させるため、従業員の福利厚生制度の拡充を図るとともに、当社の業績や株価への意識を高め、企業価値向上を図ることを目的とし、当社グループ従業員へのインセンティブ・プランとして「従業員持株ESOP信託」を導入いたしました。本制度では、「大東建託従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を、当社が設定します。当該信託は、信託設定後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得しています。当該信託は、取得した当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。
- ② 当社は、平成23年7月4日開催の取締役会決議に基づき、当社の業績と株式価値との 連動性をより明確にし、株主の皆様と価値共有することにより、株価及び業績向上へ の従業員の意欲や士気を高めることを目的とし、当社従業員へのインセンティブ・プ ランとして「株式給付信託」を導入いたしました。 本制度では、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員の中から業績や 成果に応じてポイントを付与する者を選定し、ポイント付与を行います。一定の要件 を満たした従業員に対して、獲得したポイントに相当する当社株式を給付します。
- ③ 従業員持株ESOP信託及び株式給付信託が所有する当社株式は、議決権や配当請求権など通常の株式と同様の権利を有しています。また、会社法第461条第2項の分配可能額の計算に際して、従業員持株ESOP信託及び株式給付信託が所有する当社株式は控除されません。

しかし、当該株式を会社法上の自己株式と同等のものとして処理する方法が会計慣行として採用されている現状に則して、会計監査人との協議の結果、連結貸借対照表、連結株主資本等変動計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書において、会社法上の自己株式と同様に株主資本の控除科目の「自己株式」として表示しています。なお、自己株式に計上されている従業員持株 E S O P 信託及び株式給付信託が所有している当社株式は、次のとおりであります。

	株式数	 金 額
従業員持株ESOP信託	458,700株	3,281百万円
株 式 給 付 信 託	414,444株	2,973百万円
計	873,144株	6,254百万円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、取締役の報酬制度に関し、当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること、及び株主との価値共有を進めることを目的に、取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプションとして、以下の2種類の新株予約権を発行しております。

(1) 新株予約権の内容の概要

名 称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	新株予約権 1個当たり の株式数	1 株当たり 行使価額	行使期間
第1-A回新株予約村 (平成24年6月14日		普通株式 7,600株	100株	1円	平成24年6月15日 ~ 平成54年6月14日
第1-B回新株予約村 (平成24年6月14日		普通株式 17,500株	100株	1円	平成27年6月15日 ~ 平成32年6月14日

⁽注) 上記の第1-A回新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日(10日目が休日の場合は翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

(2) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

	名称	保有者数	個数	目的となる 株式数
取締役 (社外取締役を除く)	第1-A回新株予約権	9名	66個	6,600株
取締役 (社外取締役を除く)	第1-B回新株予約権	10名	175個	17,500株

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	三鍋	伊佐雄	
取 締 役 専務執行役員	熊切	直美	東日本営業本部長兼首都圏営業本部長
取 締 役 専務執行役員	稲田	昭夫	西日本営業本部長
取 締 役 専務執行役員	浅野	秀樹	技術部門担当
取 締 役常務執行役員	門内	仁 志	管理サービス部長兼テナント営業統括部担当 兼大東建物管理株式会社代表取締役社長
取 締 役常務執行役員	中田	修二	管理機能推進部長
取 締 役常務執行役員	小林	克 満	営業統括部長
取 締 役 執 行 役 員	中板	秀之	法務サービス部長
取 締 役 執 行 役 員	ЛП 🗆	宏	南関西営業部長
取 締 役 執 行 役 員	西村	智之	経営管理統括部長
取 締 役 執 行 役 員	川合	秀司	経営企画室長
取 締 役	笹本	雄司郎	株式会社マコル取締役 実践女子大学非常勤講師 青山学院大学非常勤講師
取 締 役	Marcus (マーカス・		グリーンオーク・リアルエステート・アドヴァイザーズ LPマネージング・ディレクター グリーンオーク・インベストメント・マネジメント株式 会社取締役
常勤監査役	鵜野	正康	
監 査 役	蜂谷	英夫	弁護士
監 査 役	Ш⊞	咲 道	公認会計士 株式会社エースコンサルティング代表取締役 有限会社ベンチャー税理士研究会代表取締役
監 査 役	二見	和 光	株式会社ジェイ・ケイ企画代表取締役社長

- (注) 1. 平成24年6月27日開催の当社第38期定時株主総会において、小林克満及び川合秀司の両氏が 取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
 - 2. 平成24年6月27日開催の当社第38期定時株主総会において、二見和光氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
 - 3. 井川孝氏は、平成24年6月27日開催の当社第38期定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任いたしました。
 - 4. 村田浩治氏は、平成24年6月27日開催の当社第38期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
 - 5. 取締役笹本雄司郎及びMarcus Mernerの両氏は、社外取締役であります。
 - 6. 当社監査役全員は、社外監査役であります。
 - 7. 監査役鵜野正康及び山田咲道の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
 - 8. 当社は、監査役鵜野正康、蜂谷英夫及び二見和光の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引 所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 9. 事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の異動は以下のとおりであります。(平成25年4月1日現在で異動した取締役のみ表示しております。)

す。(「成乙5年4万「口坑住く共動した状態区のが表別して30万よす。)											
地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況									
代表取締役社長執行役員	熊 切 直 美	建築事業本部・経営管理本部担当									
代表取締役副社長執行役員	門内仁志	管理サービス部長 不動産事業本部・子会社事業本部担当 兼大東建物管理株式会社代表取締役社長									
取 締 役 専務執行役員	稲田昭夫	東日本建築事業本部長兼震災復興会社責任者									
取 締 役 常務執行役員	中田修二	経営管理本部長									
取 締 役 執 行 役 員	川合秀司	子会社事業本部長兼経営企画室長									
取 締 役	三鍋伊佐雄										
取 締 役	浅 野 秀 樹										
取 締 役	川 口 宏										
取 締 役	西村智之										

(参考)平成25年4月1日現在の取締役兼任以外の執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

	地	位		E	E	í	<u> </u>	担当
専:	務執	行役	(員	海老		孝	_	東関東建築事業部長
常	務執	行 役	(員	谷	道	宏	祐	西日本建築事業本部長
常	務執	行役	(員	中	Ш	健	志	株式会社ガスパル代表取締役社長
常	務執	行役	(員	石	井	卓	也	首都圏建築事業本部長
執	行	役	員	杉	Ш		宏	北関東建築事業部長
執	行	役	員	\blacksquare	中	正	義	建設営業管理部長
執	行	役	員	大	門	幸	夫	工事統括部長
執	行	役	員	上	木	秀	明	情報システム部長
執	行	役	員	五	来	秀	夫	柏支店支店長
執	行	役	員	藤	解	勝	也	東首都圈建築事業部長
執	行	役	員	内	\blacksquare	寛	逸	設計統括部長
執	行	役	員	竹	内		啓	テナント営業統括部長
執	行	役	員	Ш	\blacksquare	昭	司	中京建築事業部長
執	行	役	員	和	Ш		均	松戸支店支店長
執	行	役	員	内	藤	直	樹	名古屋支店支店長
執	行	役	員	橋	本	嘉	寛	経営企画室部長
執	行	役	員	小	野	博	道	子会社事業本部部長
執	行	役	員	鷲		幸	男	人事総務部長
執	行	役	員	斉	藤	和	彦	東北建築事業部長兼震災復興現地責任者
執	行	役	員	鈴	木	崇	之	南関東建築事業部長
執	行	役	員	岡	本	栄	司	中四国建築事業部長
執	行	役	員	池	元	義	人	技術推進統括部長
執	行	役	員	福	\blacksquare	和	宣	経理部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区		分	支 給 人	、員	支	給	額
取	締	役		14名		96	59百万円
監	査	役		4名		7	73百万円
合 (う	ち 社	計 外)	(18名 6名)	(1,04	12百万円 90百万円)

- (注) 1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 上記の取締役の支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額79万円を含んでおります。
 - 3. 上記の取締役の支給人員には、平成24年6月27日開催の当社第38期定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名を含んでおります。なお、事業年度末現在の人員数は、取締役13名及び監査役4名であります。
 - 4. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において年額10億円以内(うち、社外取締役5千万円以内)とする固定枠と当事業年度の連結当期純利益に1.5%を乗じた額以内と定めた変動枠(ただし、10億円を上限とし、当事業年度の連結当期純利益が200億円以下の場合は支給しない。)との合計額(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)と決議いただいております。

また、平成23年6月28日開催の当社第37期定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬額として年額5億3,000万円以内と決議いただいております。

- 5. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
- 6. 上記のほか、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は、1百万円であります。
- 7. 上記のほか、退職慰労金として取締役1名分16百万円を支払っております。 この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等に含めた役員退職慰労引当金の繰入額 (11百万円) が含まれております。
- 8. 上記のほか、平成23年6月28日開催の当社第37期定時株主総会における、退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、取締役8名に対して総額198百万円の退職慰労金を各取締役の退任時に支払う予定です。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 笹本雄司郎氏

同氏は、株式会社マコルの取締役でありますが、同社と当社との間には、取引関係はありません。

主な活動状況としましては、当事業年度中に開催された取締役会18回(定例12回、臨時6回)のうち17回(定例12回、臨時5回)に出席して、企業法務やコンプライアンス、内部統制に関する豊富な経験と見識を活かして意見を述べています。また、社内のコンプライアンス研修について有益な提言をするほか、コンプライアンス推進会議に出席して適宜アドバイスを行っています。

同氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、 次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でか つ重大な過失がないときに限る。
- ② 取締役 Marcus Merner (マーカス・マーナー) 氏

同氏は、グリーンオーク・リアルエステート・アドヴァイザーズLPのマネージング・ディレクターでありますが、同社と当社との間には、取引関係はありません。 また、同氏は、グリーンオーク・インベストメント・マネジメント株式会社の取締役

であります。同社と当社との間には、不動産取引の助言に関するアドバイザリー業務 委託契約がありますが、その報酬額は当事業年度において5百万円以下であり、当社 の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

主な活動状況としましては、当事業年度中に開催された取締役会18回(定例12回、臨時6回)のうち15回(定例9回、臨時6回)に出席して、不動産投資に係るアドバイザリー業務やアセット・マネジメント業務に携わってきた豊富な経験と見識を活かし意見を述べています。また、当社海外不動産ビジネス展開についての会議に出席し、有意義なアドバイスをしております。

同氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でか つ重大な過失がないときに限る。

③ 常勤監査役 鵜野正康氏

主な活動状況としましては、当事業年度中に開催された取締役会18回(定例12回、臨時6回)すべてに出席して、財務・会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。また、当事業年度中に開催された監査役会13回すべてに出席して、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換しております。このほかに、経営に関する重要な会議やコンプライアンス推進会議に出席するほか、主要な事業所等の監査を実施しております。

同氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、 次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でか つ重大な過失がないときに限る。

④ 監査役 蜂谷英夫氏

主な活動状況としましては、当事業年度中に開催された取締役会18回(定例12回、臨時6回)のうち15回(定例12回、臨時3回)に出席して、法律の専門家としての見地から業務執行に対する意見を述べています。また、当事業年度中に開催された監査役会13回すべてに出席して、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しております。

同氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、 次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

⑤ 監査役 山田咲道氏

同氏は、株式会社エースコンサルティング及び有限会社ベンチャー税理士研究会の代表取締役でありますが、各社と当社との間には、いずれも取引関係はありません。主な活動状況としましては、当事業年度中に開催された取締役会18回(定例12回、臨時6回)のうち15回(定例12回、臨時3回)に出席して、財務・会計の専門家としての見地から業務執行に対する意見を述べています。また、当事業年度中に開催された監査役会13回すべてに出席して、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しております。

同氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、 次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でか つ重大な過失がないときに限る。

⑥ 監査役 二見和光氏

同氏は、株式会社ジェイ・ケイ企画の代表取締役社長でありますが、同社と当社との 間には、取引関係はありません。

主な活動状況としましては、平成24年6月27日の監査役就任以降に開催された取締役会15回(定例9回、臨時6回)のうち14回(定例9回、臨時5回)に出席して、住宅行政や賃貸住宅建設の融資保証事業等に関する豊富な経験と見識を活かして業務執行に対する意見を述べています。また、平成24年6月27日の監査役就任以降に開催された監査役会9回すべてに出席して、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しております。

同氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、 次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でか つ重大な過失がないときに限る。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	79百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	118百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの 合計額を記載しております。
 - 2. 当社の重要な子会社のうち、大東ファイナンス株式会社、
 DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.、DAITO ASIA INVESTMENT PTE.LTD.、
 DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN.BHD.、D.T.C. REINSURANCE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して支払っている公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の報酬の内容として、当社は国際財務報告基準(IFRS)助言・指導業務、当社の連結子会社はBCP(事業継続計画)作成支援業務があります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、法令・社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録を含む文書(以下「文書等」とする。)により保存する。
- ②文書等の保存期間は文書規程等の会社規程による。
- ③当該情報については、文書規程、個人情報保護規程を始めとする情報セキュリティに関する社内規程に基づき適正に管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①コンプライアンス推進部は、各統括部門と連携して、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む。
- ②コンプライアンス推進部は、内部監査室とも連携し、経営活動における遵法上のリスク 管理を行う。
- ③各部門を統括する取締役又は執行役員は、管掌部門におけるリスクの洗い出しを行い、 管理体制を構築する。
- ④財務報告の適正性と信頼性を確保するため、J-SOX推進室を設置し、内部統制の運用体制を一層強化する。
- ⑤重大災害発生時は、災害対策及び事業継続に関する方針、計画及びマニュアル等に従い、全社で対応する。

(3) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス担当取締役は、業務遂行に関する法令遵守の状況を継続チェックする 体制を整備・運用する。
- ②内部監査室が全拠点を対象に業務監査を実施し、社内基準に基づいた業務遂行が行われていることをモニタリングする。
- ③コンプライアンス推進部に公益通報制度の窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正 に努める。
- ④社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を 持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専 門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を毎月1回開催し、法令及び定款に記載された事項並びに当社及び関係会社に 関する重要事項などを決定及び監督する。
- ②業務執行取締役の職務分掌及び業務執行に関する重要な会議体を整備し、決定及び監督 の権限を適切に委譲する。
- ③業務執行に関する重要な会議体を定期的に開催する。各会議体は、業務執行取締役又は 執行役員が議長となって運営し、その審議結果を代表取締役に報告する。代表取締役又 は代表取締役に指名された業務執行取締役は、その審議結果のうち重要な事項を取締役 会に報告する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの各社毎に、管掌の取締役又は執行役員を任命し、内部統制の整備と運用状況を確認するとともに、必要に応じて業務の適正を確保するための支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助する専属の使用人は置いていないが、監査役の業務の必要に応じ、適宜各部門の使用人が補助に当たっている。なお、監査役が専属の使用人の設置を求めた場合、適切な人物を専属の使用人として選任し、その補助業務を行わせる。

- (7) <u>監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項</u> 監査役の職務を補助する使用人の選任・解任については、監査役の意見を最大限に尊重する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ①取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす 事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。報告の方法については取締役会と監査 役会の協議の方法によるものとする。
 - ②常勤監査役は、取締役会のほか、業務執行に関する重要な会議体及びコンプライアンス 推進会議にも出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めるものとする。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、取締役や会計監査人と必要に応じて意見交換をする。

(備考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

	の部	負 債	の部
科目	金額	科目	金額
流動資産	435,777	流動負債	213,166
現 金 預 金	264,191	工事未払金	44,230
完成工事未収入金等	33,103	短 期 借 入 金 1年内返済予定の長期借入金	300 14,974
有 価 証 券	10,324	リース債務	298
未成工事支出金	8,042	未払法人税等	25,975
その他のたな卸資産	3,848	未成工事受入金	40,973
前払費用	50,386	前 受 金	29,263
操延税金資産	15,137	賞 与 引 当 金	16,223
		完成工事補償引当金 預 り 金	1,089 6,919
営 業 貸 付 金	42,590	ロース の 他	32,919
その他	8,465		217,978
貸倒引当金	△314	長期借入金	95,524
固定資産	181,960	リース債務	1,030
有形固定資産	81,522	退職給付引当金	9,295
建物・構築物	35,727	一括借上修繕引当金	36,995
工具器具・備品	1,478	長期預り保証金 そ の 他	69,199 5,933
		<u>ついて の 他</u> 負債合計	431,145
土地	42,109		<u> </u>
リース資産	1,240	株主資本	192,744
そ の 他	965	資 本 金	29,060
無形固定資産	1,690	資 本 剰 余 金	34,540
投資その他の資産	98,747	利 益 剰 余 金	140,702
投資有価証券	18,084	自己株式	△11,559
劣後債及び劣後信託受益権	12,881	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	△7,775 3,419
操 延 税 金 資 産	19,403	土地再評価差額金	△4,881
		為替換算調整勘定	△6,314
再評価に係る繰延税金資産	2,703	新株予約権	73
その他	48,531	少数株主持分	1,550
貸 倒 引 当 金	△2,856	純 資 産 合 計	186,592
資 産 合 計	617,738	負債・純資産合計	617,738

連結損益計算書 (平成24年4月1日から) 中成25年3月31日まで)

科目		金	額
売 上 高 完 成 工 事 不 動 産 事 売 そ の 他 の 事 業 売 売 上 原 価		489,545 630,428 32,439	1,152,413
完成工事原 不動産事業売上原 その他の事業売上原	価価価	317,437 595,072 21,477	933,987
売上総利完成工事総列不動産事業総利その他の事業総利販売費及び一般管理費	価益益益益	172,107 35,356 10,961	218,425 136,014
営 業 利	益		82,411
営業 外収 受取 利 受取 配 受取 手数 できず み費	息金料他	760 147 2,791 1,304	5,003
支	息額他	1,176 183 516	1,876 85,539
経 常 利 特 別 利 益	益		85,539
特 別 利 5 3 4 5 4 5 5 5 4 6 5 5 7 5 6 8 6 7 9 7 7 1 5 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 3 1 4 1 4 1 5 1 6 1 7 1 8 1 8 1 9 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </td <td>額 益</td> <td>339 1</td> <td>341</td>	額 益	339 1	341
日 定 資 産 除 売 却	損失	291 230	522
A	失 益 税		85,357
税金等調整前当期純利 法人税、住民税及び事整 法人税 等調整前当期純利少数株主損益調整前当期純利少 少数株主損益調整前当期利 少期	額	38,395 △4,839	33,556
法 人 税 等 調 整	益 益 益	.,	51,801
少数株主利 当期純利	益		127 51,674

連結株主資本等変動計算書

(平成 24年 4 月 1 日から) 平成 25年 3 月31日まで)

				株			主		資		本				
	資	本	金	資本	刺	余 金	利:	益 剰	余金	自	己	株	式	株主	資本合計
平成24年4月1日 残高		2	29,060			34,540		1	13,761			△13	,873		163,489
連結会計年度中の変動額															
剰余金の配当								Δ	24,519						△24,519
当 期 純 利 益									51,674						51,674
自己株式の取得												_	<u>515</u>		△515
自己株式の処分									△91			2	,829		2,737
土地再評価差額金の取崩									△122						△122
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)															
連結会計年度中の変動額合計			-			_			26,941			2	,313		29,254
平成25年3月31日 残高		2	29,060			34,540		1	40,702			△11	,559		192,744

	そ	の他の包括	5 利 益 累 計	額		少数株主	
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	新株予約権	持分	純資産合計
平成24年4月1日 残高	713	△5,003	△8,762	△13,052	70	1,501	152,009
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△24,519
当 期 純 利 益							51,674
自己株式の取得							△515
自己株式の処分							2,737
土地再評価差額金の取崩							△122
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	2,706	122	2,447	5,276	3	48	5,328
連結会計年度中の変動額合計	2,706	122	2,447	5,276	3	48	34,583
平成25年3月31日 残高	3,419	△4,881	△6,314	△7,775	73	1,550	186,592

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

	の部		の部
科目	金額	科目	金額
流動資産	338,344	流動負債	240,524
現金預金	237,545	工事未払金	41,964
完成工事未収入金	26,609	1年内返済予定の長期借入金	14,974
有価証券	9,980	リース債務	132
未成工事支出金	7,993	未出る。金	17,327
原材料及び貯蔵品	3,417	未払法人税等	17,894
関係会社短期貸付金	37,150	未払消費税等	2,469
前上払費用	842	未成工事受入金	40,926
繰延税金資産	9,991	前 受 金	114
未 収 入 金	1,137	預り金	90,073
立 替 金	3,487	賞 与 引 当 金	13,053
その他	460	完成工事補償引当金	1,084
貸倒引当金	△270	その他	509
固定資産	136,680	固定具具	109,264
有形固定資産	59,488	長期借入金	95,524
建物	18,200	リース債務	172
構築物	620	退職給付引当金	6,394
車両運搬具	0	長期預り保証金	4,009
工具器具・備品	985	そ の 他	3,163
土 地	39,393	負債合計	349,788
リース資産	288	純 資 産	の 部
無形固定資産	1,509	株主資本	126,624
ソフトウェア	980	資 本 金	29,060
ソフトウエア仮勘定 そ の 他	354 174	資本剰余金	34,540
		資本準備金	34,540
投資その他の資産 投資 有価証券	75,682 17,711	利益剰余金	74,582
投資有価証券 劣後債及び劣後信託受益権	12,881	利 益 準 備 金	7,265
75 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	29,103	その他利益剰余金	67,317
関係会社 関係会社長期貸付金	29,103 885	繰 越 利 益 剰 余 金	67,317
操延税金資産	4,794	自 己 株 式	△11,559
再評価に係る繰延税金資産	2,703	評価・換算差額等	△1,461
差 入 保 証 金	5,144	その他有価証券評価差額金	3,419
長期預金	2,300	土地再評価差額金	△4,881
その他	2,154	新株予約権	73
算 倒 引 当 金	△1,995		125,236
資産合計	475,024	<u> </u>	475,024

損 益 計 算 書 (平成 24年 4 月 1 日から) 平成 25年 3 月31日まで)

科目		金	額
売 上 高 完 成 工 事 不 動 産 事 業 等 売 上	高。	490,831 17,573	508,404
売 上 原 価 完 成 工 事 原 不 動 産 事 業 等 売 上 原	価	320,642 19,998	340,640
売上総利完成工事総利本動産事業等総損販売費及び一般管理費	益 益 失	170,188 △2,424	167,763 115,046
営業 利 営業外 収益	益		52,717
受 取 利 有 価 証 券 利 受 取 配 当 受 取 手 数 そ の	息急金料他	381 624 1,342 2,560 1,233	6,140
営業 外費 用 支 払 利 貸倒引当金繰入 そ の	息額他	1,149 229 449	1,829
経 常 利 特 別 利 益	益		57,029
新 株 予 約 権 戻 入 特 別 損 失	益	1	1
固定資産除売却減 損 損	損失	155 1 <i>7</i> 6	332
	益 税	23,126	56,698
税 引 前 当 期 純 利 法 人 税 住 民 税 及 び 事 業 法 人 税 等 調 整 当 期 純 利	額	△984	22,142 34,556

株主資本等変動計算書

(平成 24年 4 月 1 日から) 平成 25年 3 月31日まで)

			株	主	資	本		
	資本剰余金		利 益 剰 余 金					
	資 本 金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本 合 計
平成24年4月1日 残高	29,060	34,540	34,540	7,265	57,494	64,759	△13,873	114,487
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△24,519	△24,519		△24,519
当 期 純 利 益					34,556	34,556		34,556
自己株式の取得							△515	△515
自己株式の処分					△91	△91	2,829	2,737
土地再評価差額金の取崩					△122	△122		△122
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	9,822	9,822	2,313	12,136
平成25年3月31日 残高	29,060	34,540	34,540	7,265	67,317	74,582	△11,559	126,624

	評 価 · 換 算 差 額 等				
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価差 額 金	評価・換算 差額等合計	新 株 予 約 権	純資産合計
平成24年4月1日 残高	713	△5,003	△4,290	70	110,267
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△24,519
当 期 純 利 益					34,556
自己株式の取得					△515
自己株式の処分					2,737
土地再評価差額金の取崩					△122
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	2,706	122	2,828	3	2,832
事業年度中の変動額合計	2,706	122	2,828	3	14,968
平成25年3月31日 残高	3,419	△4,881	△1,461	73	125,236

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月17日

大東建託株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

 指定有限責任社員
 公認会計士
 川
 上
 豊
 印

 指定有限責任社員
 公認会計士
 菊
 地
 徹
 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大東建託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東建託株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月17日

大東建託株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

 指定有限責任社員
 公認会計士
 川
 上
 豊
 印

 指定有限責任社員
 公認会計士
 菊
 地
 徹
 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大東建託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及び その附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公 正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書 類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、 監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び 損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所に関しての業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているもの と認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月21日

大東建託株式会社 監査役会

常勤監査役 鵜 野 正 康 印 監 査 役 蜂 谷 英 夫 印 監 査 役 山 田 咲 道 印 監 査 役 二 見 和 光 印 (注) 当社監査役は全員社外監査役であります。

以上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営課題として認識し、実践しております。配当金につきましては、経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、基準配当100円に、連結業績に応じた利益還元分を含めた連結配当性向50%を目標として設定しております。この基準に鑑み、当期の期末配当金につきましては、下記のとおり1株につき165円とさせていただきたいと存じます。

なお、昨年11月にお支払いさせていただきました中間配当金1株につき159円と合わせ、年間にお支払いする配当金は、1株につき324円となります。

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金165円 総額13.143.628.410円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成25年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1)第2条第35号の追加は、地球環境への配慮と安心・安全な電力の確保に寄与するため、当社グループで建築請負・管理する賃貸建物の屋根を活用したクリーンエネルギーの創出を目的として、太陽光発電事業を開始したことに対応して、新たに事業目的を追加するものであります。
- (2)第2条第36号の変更は、上記追加に伴い、号数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

			(下級は変更部力を小します。)		
	現行定款		変 更 案		
(目的)		(目的)			
第2条	当会社は、次の事業を営むこと及び	第2条	当会社は、次の事業を営むこと及び		
	次の事業を営む会社の株式・持分を		次の事業を営む会社の株式・持分を		
	取得・所有することにより、当該会		取得・所有することにより、当該会		
	社の事業活動を支配・管理すること		社の事業活動を支配・管理すること		
	を目的とする。		を目的とする。		
	1.~34. (条文省略)		1.~34. (現行どおり)		
	(新 設)		35. 自然エネルギー等による発電事		
			業及びその管理・運営並びに電		
			気の販売等に関する事業		
	35. 前各号に付帯又は関連する一切				
	 の事業		の事業		

第3号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員(13名)は任期満了となります。 つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
1	くまきり なお ままま 熊 切 直 美 (昭和33年9月26日生)	昭和59年4月 当社入社 平成13年4月 執行役員住宅販売部長 平成16年6月 取締役テナント営業統括本部長 平成18年4月 常務取締役業務本部長 来成23年4月 専務取締役執行役員東日本営業本部長 平成24年4月 取締役 専務執行員東日本営業本部長 東首都圏営業本部長 平成25年4月 代表取締役 社長執行役員 建築事業本部・経営管理本部担当(現	
2	門でうち ☆ 歩 同でうち 仁 志 (昭和30年6月27日生)	昭和55年9月 当社入社 平成13年4月 執行役員関連事業本部長 平成21年6月 取締役管理統括部長 兼特命業務担当役員 オーナー会・アセット企画・関連販仮・教育担当 平成23年4月 取締役執行役員管理サービス部長 兼大東建物管理株式会社代表取締役 社長 平成24年4月 取締役 常務執行役員 管理サービス部長 兼テナント営業統括部担当 兼大東建物管理株式会社代表取締役 社長 平成25年4月 代表取締役副社長執行役員 管理サービス部長 不動産事業本部・子会社事業本部担当 兼大東建物管理株式会社代表取締役 社長 (現任)	20,400株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
3	新 ^{な だ}	平成 4 年 1 月 当社入社 平成 13年 4 月 執行役員東海営業部長 平成 15年 6 月 取締役東海営業部長 平成 19年 10月 常務取締役東日本営業本部長 平成 23年 4 月 専務取締役執行役員西日本営業本部長 平成 24年 4 月 取締役 専務執行役員 西日本営業本部長 平成 25年 4 月 取締役 専務執行役員 東日本建築事業本部長 兼民災復興会社責任者(現任)	11,000株
4	ながだしゅうじ 中 田 修 二 (昭和29年3月9日生)	平成 元年 3 月当社入社平成 16年 4 月執行役員管理統括部長平成 22年 6 月取締役ケアパートナー株式会社代表取締役 社長社長平成 24年 4 月取締役 常務執行役員 管理機能推進部長平成 25年 4 月取締役 常務執行役員 経営管理本部長(現任)	2,500株
5	ではゃし かっ 小 林 克 満 (昭和36年6月16日生)	昭和61年2月 当社入社 平成23年4月 執行役員営業統括部長 平成24年4月 常務執行役員営業統括部長 平成24年6月 取締役 常務執行役員 営業統括部長(現任)	3,125株
6	がためた。 前から 秀 司 (昭和42年1月22日生)	平成 元 年 4 月 当社入社 平成 24年 4 月 執行役員経営企画室長 平成 24年 6 月 取締役 執行役員経営企画室長 平成 25年 4 月 取締役 執行役員子会社事業本部長 兼経営企画室長(現任)	2,100株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当	所有する 当社の株式数	
7	きさもと ゆうじるう 笹 本 雄司郎 (昭和34年5月16日生)	平成17年3月平成18年4月平成20年4月	富士ゼロックス株式会社入社 株式会社マコル設立 同社取締役(現任) 実践女子大学人間社会学部 非常勤講師(現任) 青山学院大学大学院法学研究科 非常勤講師(現任) 当社取締役(現任)	_
8	Marcus Merner [マーカス・マーナー] (1972年 5 月 15日生)	1997年10月1998年6月 2007年12月 2008年10月 2010年11月 2011年6月2011年9月	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー入社 ザ・シャイドラーグループ入社 モルガン・スタンレー証券会社 (現 モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社)入社 モルガン・スタンレー・キャピタル 株式会社取締役 モルガン・スタンレー・キャピタル 株式会社代表取締役 グリーンオーク・リアルエステート・アドヴァイザーズ L P マネージング・ディレクター (現任) 当社取締役(現任) グリーンオーク・インベストメント・マネジメント株式会社取締役 (現任)	_

候補者番号	氏 名	略歴、当	所有する	
	(生年月日)	(重	当社の株式数	
9	※ 山 口 利 昭 (昭和35年6月26日生)	平成 7 年 4 月 平成 16年 6 月 平成 18年12月 平成 19年 4 月 平成 20年 4 月 平成 20年 7 月 平成 22年 7 月 平成 24年 7 月 平成 25年 3 月	大阪弁護士会登録 竹内・井上法律事務所入所 山口利昭法律事務所開所 同所代表弁護士(現任) 株式会社フレンドリー社外監査役 IPO企業統治システム研究会副代表 (現任) 同志社大学法科大学院講師 大阪弁護士会弁護士業務改革委員会 委員(現任) 日本弁護士連合会業務改革委員会 企業コンプライアンスプロジェクト チーム幹事(現任) 日本内部統制研究学会理事(現任) 一般社団法人日本公認不正検査士協会 理事(現任) 日本弁護士連合会司法制度調査会 社外取締役ガイドライン検討チーム 幹事(現任) 株式会社ニッセンホールディングス 社外取締役(現任)	_

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
 - 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、取締役候補者Marcus Merner氏が取締役を務めるグリーンオーク・インベストメント・マネジメント株式会社との間に不動産取引の助言に関するアドバイザリー業務委託契約がありますが、その報酬額は平成25年3月期において5百万円以下であります。当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏の独立性に問題はないと考えております。

3. 取締役候補者笹本雄司郎、Marcus Merner、及び山□利昭の各氏は、社外取締役候補者であります。

なお、山口利昭氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員 として指定し、両取引所へ届け出る予定であります。

- 4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - ① 笹本雄司郎氏につきましては、企業法務やコンプライアンス、内部統制に関する同氏の豊富な 知識と経験を、当社の経営に活かしていただけると考えたため、社外取締役として選任をお願 いするものであります。

同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

同氏は、現在、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1 項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な 過失がないときに限る。
- ② Marcus Merner氏につきましては、不動産投資に係るアドバイザリー業務やアセット・マネジメント業務に携わってこられた同氏の豊富な知識と経験を、当社の経営に活かしていただけると考えたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主 総会終結の時をもって2年となります。

同氏は、現在、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な 過失がないときに限る。
- ③ 山口利昭氏につきましては、企業法務やコンプライアンス、内部統制に精通した弁護士であり、 その豊富な経験と高い専門性を、当社の経営に活かしていただけると考えたため、社外取締役 として選任をお願いするものであります。

同氏は、選任後、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な 過失がないときに限る。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役鵜野正康、蜂谷英夫及び山田咲道の各氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満 了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	T		
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
1	第 野 正 東 (昭和29年8月23日生)	昭和56年8月 監査法人中央会計事務所入所 昭和59年9月 インテグラン株式会社入社 平成8年10月 ユーエスロボティックス株式会社 代表取締役社長 平成9年11月 スリーコムジャパン株式会社 代表取締役副社長 甲成10年10月 日本ルーセントテクノロジー株式: (現日本アルカテル・ルーセン式会社)取締役事業部長 平成12年10月 日本アバイア株式会社代表取締役を平成17年3月 株式会社ネットインデックス(現式会社ネクス)代表取締役社長 平成19年11月 株式会社インデックス・ホールデグス(現株式会社インデックス)取締役 平成21年6月 当社監査役(現任)	ト株 土長 株
2	蜂 * 谷 英 * 夫 (昭和17年5月31日生)	昭和43年4月 本田技研工業株式会社入社 昭和56年4月 第二東京弁護士会登録 蜂谷法律事務所開所 同所代表弁護士(現任) 平成3年6月 当社監査役(平成7年6月退任) 平成11年6月 当社監査役(現任)	_

候補者番 号	氏 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位	所有する
	(生年月日)	(重 要 な 兼 職 の 状 況)	当社の株式数
3	※ 藤 巻 和 夫 (昭和25年12月20日生)	昭和51年4月 株式会社間組(現 株式会社安藤・間)入社 昭和54年4月 三菱自動車工業株式会社入社 平成元年11月 日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社)入社 平成11年4月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成14年4月 藤巻総合コンサルティング設立同代表(現任) 平成18年12月 株式会社夢真ホールディングス社外監査役	_

- (注) 1. ※印は、新任監査役候補者であります。
 - 2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 監査役候補者鵜野正康、蜂谷英夫及び藤巻和夫の各氏は、社外監査役候補者であります。 なお、鵜野正康及び蜂谷英夫の両氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立 役員として指定し、両取引所に届け出ております。

また、藤巻和夫氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、 両取引所に届け出る予定であります。

- 4. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - ① 鵜野正康氏につきましては、公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を当社の監査に活かしていただけると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本定時株主 総会終結の時をもって4年となります。

同氏は、現在、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1 項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な 過失がないときに限る。

- ② 蜂谷英夫氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての 豊富な経験と企業法務に関する専門的な知識を当社の監査に活かしていただけると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - 同氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって14年となります。
 - 同氏は、現在、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な 過失がないときに限る。
- ③ 藤巻和夫氏につきましては、事業会社の社外監査役を経験され、米国公認会計士としての国際会計の専門的な知識と、M&Aや事業再生のアドバイザリー業務に長年携わり、企業活動に関する豊富な経験と見識を当社の監査に活かしていただけると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏は、選任後、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1 項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な 過失がないときに限る。

以上

	⟨X	Ŧ	欄〉				
_							
_							

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都港区港南二丁目16番1号

品川イーストワンタワー 21階 大会議室

最寄駅 JR品川駅港南□から徒歩3分 京浜急行品川駅から徒歩4分

